

ようこそ

Expatria
Mobility Redefined

すべての駐在員管理サービスを、
ワンストップで！

パンフレットはこちら



+91-95991-98955

お問い合わせください

enquiry@expatria.in

YOKOSO
06 2024 JUNE VOL. 113
無料

今月の特集

シェクハワッティー地方の観光情報



メールでのお問い合わせは
こちらをスキャン

毎月1回1日発行 2024年6月4日発行 第10巻第6号 北インド版



太陽と風のなか、
新しい海へ
漕ぎ出そうよ。

FORMULA
GROUP
Mobility Managed.®



www.formulaindia.co.jp



マナン・アガルワル
(Manan Agarwal)

✉ manan.agarwal@krayman.com



菅原久子

✉ hisako.sugawara@krayman.com



ラジニッシュクマール
(Rajnish Kumar)

✉ rajnish.kumar@krayman.com



松田博司
日本国公認会計士

✉ hiroshi.matsuda@krayman.com

インドのBIS認証について(シリーズ1)

インド規格局(BIS)認証は、インドにおける製品の品質と安全性を保証するものです。このシリーズはBIS認証を理解するためのガイドです。

BIS認証とは

BIS認証は、インドにおける製品の品質と安全性を示すマークです。もともとは1952年に制定されたインド規格協会(認証マーク)法によって規定されていましたが、2016年3月22日よりBIS法(BIS Act, 2016)によって更新されました。

BIS認証の設立と目的

ニューデリーにあるBIS事務所は、消費者が入手できる製品の品質と安全性を確保することを主な目的として設立されました。BISは、規格を設定し実施することにより、公衆衛生、環境安全、国家安全保障を含む様々な領域で重要な役割を果たしています。

BIS認証の必要性

通常、BIS認証は任意ですが、インド政府は特定の製品について、次のような理由で認証を義務付けています

- 公衆衛生の保護
- 人体、動物、植物の安全性の確保
- 環境保護
- 不公正な貿易慣行の防止
- 国家安全保障の保護

BIS認証制度の種類

BIS強制登録制度

家庭用電気製品、電池、食品および関連製品、油圧ストロブ、ガスボンベ、自動車用付属品、医療機器などに適用されます。

- 国内メーカー向けISIマーク登録制度：スケジュール5〜7ヶ月

- 国内製造業者向けTatkalスキーム(簡易スキーム)：スケジュール1〜3ヶ月

自主登録制度(VRS)

VRSは、強制登録制度(CRS)の対象外であるが、信頼性のためにBISマークを希望する製品ののためのBIS任意登録制度です。

外国製造業者認証制度

強制登録制度に該当するすべての外国製造業者に適用されます。

BIS認証制度

1. 製品認証制度 - ISIマーク：インドで最も広く認知されている品質マークです。
2. 強制認証制度 - 標準：この制度は、政府が指定する特定の製品に対して義務付けられています。

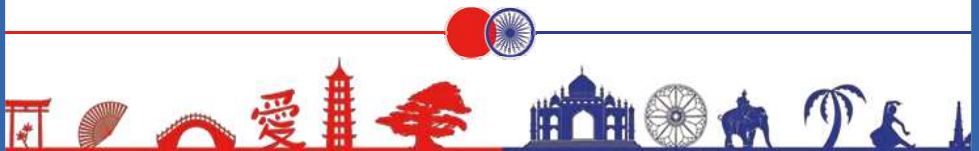
申請対象

インド国内外にて製造または組立に従事する組織であれば、組織名と住所を証明する書類を添付して申請することができます。

また、BISライセンスは輸入業者ではなく、製造業者に付与されることに留意が必要です。製品が強制認証の対象となる場合、外国製造業者認証制度(FMCS)に基づき、外国の製造業者がBIS認証を取得する必要があります。

BIS認証の取得方法

1. 申請：BISポータルから申請書と書類を提出します。
2. 検査：BIS担当官が工場を査察します。
3. 試験：製品はラボでテストされます。
4. 評価：BIS担当官が試験結果を確認し、工場を検査します。



5. 認証: すべての満足いくものであれば、BISは認証を与えられます。

有効期限と更新

- 最初の有効期間: BIS証明書は2年間有効です。
- 更新初回有効期間終了後、1年から5年まで更新が可能です。

コンプライアンスを違反した場合

強制登録制度に該当する製品のBIS認証を取得しなかった場合、罰則やインド市場における非準拠製品の販売禁止など、法的・商業的に重大な結果を招く可能性があります。

結論として、BIS認証はインドにおける規制の枠組みの重要な一部であり、製品が高水準の品質と安全性を満たすことを保証するものです。自主的であれ強制的であれ、BIS認証の取得は製品の信頼性を著しく高め、市場での受容性を高めることができます。

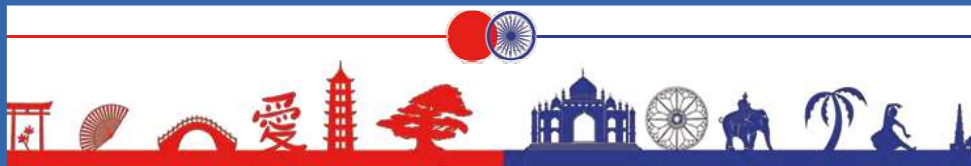
クレイマンは来月、シリーズ2「IS規格の自社製品への適用性を判断する方法」を掲載する予定です。

BISについて、ご不明な点や、ご質問がございましたらジャパンデスク菅原までご連絡ください。

(hisako.sugawara@krayman.com)ご要望があれば、オンライン・オフラインミーティングにてお話を伺います。お気軽にお問い合わせください。

クレイマンに関しまして:

KrayMan Consultants LLP (KrayMan) は、グルグラムに本社を置き、インド全土の日系クライアントにサービスを提供している会計・アドバイザリーファームです。インド進出、会計、保証、税務、規制、トランザクション・アドバイザリー、M&A、法務、人事・給与サービスなどに特化しています。私たちは、勤許会計士 (CPA)、会社秘書、弁護士、MBAで構成されるプロフェッショナルチームです。詳細については、弊社ウェブサイトwww.krayman.com/jpをご覧ください。サポートが必要な場合は、communications@krayman.comまでご連絡ください。



発行部数
5,000部/毎月



+91-83770-11095 (英語)

メールでのお問い合わせは
こちらをスキャン